

## 輸出用化粧品証明書発給要領

1. 証明の対象者について  
西日本化粧品工業会の会員会社に限る。
2. 証明書の発行手数料について  
1 枚につき1,000円

なお、集金方法は次の通りとします。

- 証明書を手渡しにより発行する場合 — 現金  
証明書を郵送により発行する場合 — 銀行振込

<振込銀行> 西日本化粧品工業会輸出証明 川本忠彦  
(ニシニホンケショウヒンユシュツショウメイ)  
三菱東京UFJ銀行 上町支店 普通口座 No.3931518  
送金手数料は、各自ご負担ください。  
入金確認後交付させていただきます。

3. 提出書類
  - ① 輸出用化粧品証明書発給申請書(改正西化工様式1)
  - ② 証明書(WJ-COSME Form No.2~4)  
※コピー予防用紙で作成してください。

③ 誓約書(改正西化工様式5)

④ 添付書類

※詳細は下記6. 輸出用化粧品証明書等様式及び添付資料をご確認下さい。

※様式は全てホームページ(<http://www.wj-cosme.jp/>)からダウンロードできます。証明書は、輸出先国の求めにより適切な様式を選択し、文字等の大きさは、できる限り様式に合せて下さい。

## 4. 留意事項

- ① 当会から発行する証明は輸出のために発行したものですので、輸出以外の目的にはご使用にならないようにして下さい。販売会社及び代理店等にも目的外使用をしないよう徹底してください。
- ② Products 欄に記載する製品数は証明書1枚につき10品目以内として下さい。  
Products 欄に邦文販売名と輸出用名称(英名等)を併記することは認めませんので、邦文販売名と輸出用名称(英名等)の両方の証明が必要な場合には、それぞれ証明書を

ご用意ください。

- ③ なお、WJ-COSME Form (No.3, 4) の Products 欄に邦文販売名を記載になっても構いません。
- ④ 提出書類のサイズは、すべて日本工業規格A4でお願いします。  
添付書類を含めた提出書類一式を事前に当会宛にFAXして下さい。  
(FAX番号:06-6946-9190)
- ⑤ 拝見したうえで、折返し、書類不備の有無、ご来会日時などをご返事します。
- ⑥ その上で、同じ書類一式(事前審査で修正があれば、修正後の書類)と発行手数料をご持参下さい。
- ⑦ 遠方の方は、発行手数料を指定口座にお振込の上、書類一式と返信料を貼付した封筒を同封してお送り下さい。お急ぎの場合は、手数料振込み時に銀行が発行する「利用明細」のコピーを同封いただければ、入金確認の時間が短縮できます。

## 5. 証明書発給所要時間

7日以内(土、日、祝日、年末・年始休暇及び書類調整期間並びに証明者の海外出張日を除く)

## 6. 輸出用化粧品証明書等様式及び添付資料

### (1) 輸出用化粧品証明書発給申請書及び証明書並びに誓約書

#### ア. 輸出用化粧品証明書発給申請書及び証明書並びに誓約書の様式

- (ア) 輸出用化粧品証明書発給申請書(改正西化工様式1)
- (イ) 製造販売業に関する証明(WJ-COSME Form No.2-1)
- (ウ) 製造業に関する証明(WJ-COSME Form No.2-2)
- (エ) 製造(輸入)及び販売に関する証明(WJ-COSME Form No.3)
- (オ) 製造(輸入)に関する証明(製造販売業者の製造(輸入)に関する証明)  
(WJ-COSME Form No.4-1)
- (カ) 製造(輸入)に関する証明(製造業者の製造(輸入)に関する証明)  
(WJ-COSME Form No.4-2)
- (キ) 誓約書(改正西化工様式5)

#### イ. 書類作成上の留意点

##### (ア) 改正西化工様式1 (輸出用化粧品証明書発給申請書)

- ・「製品名」欄には、証明書発給対象製品の製品名の後に「以上n品目」と品目数を記載する。
- ・「製造販売業者または製造所の名称」欄には総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の名称または製造所の名称を記載して下さい。
- ・「製造販売業者または製造所の所在地」欄には、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地または製造所の所在地を記載して下さい

い。

(イ) **WJ-COSME Form No.2-1** (製造販売業に関する証明)

- ① 「(Address)」には、主たる事務所の所在地(本社)を記載して下さい。
- ② 「Address :」には、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地を記載して下さい。

(ウ) **WJ-COSME Form No.2-2** (製造業に関する証明)

- ① 「(Address)」には、主たる事務所の所在地(本社)を記載して下さい。
- ② 「Address :」には、製造所の所在地を記載して下さい。

(エ) **WJ-COSME Form No.3** (製造(輸入)及び販売に関する証明)

- ① 「(Address)」には、主たる事務所の所在地(本社)を記載して下さい。
- ② 製造品目の場合には「(imported)」を削除し、輸入品目の場合には「manufactured」を削除し、「imported」として下さい。
- ③ 通し番号などをつけずに記載して下さい。

(例)Products : 西化工〇〇クリーム  
西化工△△化粧水  
西化工□□ファンデーション

証明品目が1品目の場合には「product(s)」(2カ所)及び「is/are」(2カ所)を「product」及び「is」として下さい。

また、証明品目が2品目以上の場合には、「products」及び「are」として下さい。

(オ) **WJ-COSME Form No.4-1** (製造販売業者の製造(輸入)に関する証明)

- ① 「(Address)」には、主たる事務所の所在地(本社)を記載して下さい。
- ② 製造品目の場合には「(imported)」を削除し、輸入品目の場合には「manufactured」を削除し、「imported」として下さい。
- ③ 通し番号などをつけずに記載して下さい。

(例)Products : 西化工〇〇クリーム  
西化工△△化粧水  
西化工□□ファンデーション

証明品目が1品目の場合には「product(s)」(2カ所)及び「is/are」を「product」及び「is」として下さい。

また、証明品目が2品目以上の場合には、「products」及び「are」として下さい。

(カ) **WJ-COSME Form No.4-2** (製造業者の製造(輸入)に関する証明)

- ① 「(Address)」には、主たる事務所の所在地(本社)を記載して下さい。
- ② 製造品目の場合には「(imported)」を削除し、輸入品目の場合には

「manufactured」を削除し、「imported」として下さい。

③ 通し番号などをつけずに記載して下さい。

(例) Products : 西化工〇〇クリーム  
西化工△△化粧水  
西化工□□ファンデーション

証明品目が1品目の場合には「product(s)」（2カ所）及び「is/are」を「product」及び「is」として下さい。

また、証明品目が2品目以上の場合には、「products」及び「are」として下さい。

(キ) 改正西化工様式5（誓約書）

誓約書の日付(2カ所)は、輸出用化粧品証明書発給申請書の日付と同一日として下さい。

(2) 添付書類

ア. WJ-COSME Form No.2-1の場合（製造販売業に関する証明）

(ア) 下記のいずれかの写し

- ・化粧品製造販売業の許可証
- ・化粧品製造(輸入販売)業の許可証及び平成17年3月28日付薬食安発第0328004号医薬食品局安全対策課長通知に基づき都道府県から連絡された製造販売許可番号に係る文書等

イ. WJ-COSME Form No.2-2の場合（製造業に関する証明）

(ア) 下記のいずれかの写し

- ・平成17年4月1日以降に取得した化粧品製造業の許可証
- ・平成17年3月31日以前に取得した化粧品製造(輸入販売)業の許可証

ウ. WJ-COSME Form No.3の場合（製造(輸入)及び販売に関する証明）

(ア) 以下の写し

- ・化粧品製造販売業の許可証
- (なお、当面の間、化粧品製造(輸入販売)業の許可証及び平成17年3月28日付薬食安発第0328004号医薬食品局安全対策課長通知に基づき都道府県から連絡された製造販売許可番号に係る文書等で差し支えない。)

(イ) 下記のいずれかの写し

- ・平成17年4月1日以降に取得した化粧品製造業の許可証
- ・平成17年3月31日以前に取得した化粧品製造(輸入販売)業の許可証

(ウ) 製品名を確認することができる、以下のいずれかの写し(都道府県の受理印が付されたもの)

- ・化粧品製造販売届書
- ・化粧品製造(輸入)製品販売名届書
- ・化粧品製造(輸入)製品届書

- ・化粧品製造販売承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品製造(輸入)承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品品目追加(変更)許可書

但し、成分及び分量又は本質欄並びに規格及び試験方法欄の記載内容については、遮蔽してコピーしたものでも可。

- (エ) 製品名が輸出用名称(英名等)の証明の場合は、輸出用化粧品製造(輸入)届書及び上記(ウ)の写し(都道府県の受理印が付されたもの)  
 ※輸出用化粧品製造(輸入)届書については、副本に総合機構受付印が付されたものを提出して下さい。

- (オ) 誓約書(改正西化工様式5)  
 (宛先:西日本化粧品工業会証明書発給者)

エ. **WJ-COSME Form No.4-1**の場合 (製造販売業者の製造(輸入)に関する証明)

- (ア) 以下の写し
- ・化粧品製造販売業の許可証  
 (なお、当面の間、化粧品製造(輸入販売)業の許可証及び平成17年3月28日付薬食安発第 0328004 号医薬食品局安全対策課長通知に基づき都道府県から連絡された製造販売許可番号に係る文書等で差し支えない。)

- (イ) 下記のいずれかの写し
- ・平成17年4月1日以降に取得した化粧品製造業の許可証
  - ・平成17年3月31日以前に取得した化粧品製造(輸入販売)業の許可証

- (ウ) 製品名を確認することができる、以下のいずれかの写し(都道府県の受理印が付されたもの)

- ・化粧品製造販売届書
- ・化粧品製造(輸入)製品販売名届書
- ・化粧品製造(輸入)製品届書
- ・化粧品製造販売承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品製造(輸入)承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品品目追加(変更)許可書
- ・輸出用化粧品製造(輸入)届書(英名等の証明の場合)

※輸出用化粧品製造(輸入)届書については、副本に総合機構受付印が付されたものを提出して下さい。

但し、成分及び分量又は本質欄並びに規格及び試験方法欄の記載内容については、遮蔽してコピーしたものでも可。

- (エ) 誓約書(西化工様式5)  
 (宛先:西日本化粧品工業会証明書発給者)

オ. **WJ-COSME Form No.4-2**の場合 (製造業者の製造(輸入)に関する証明)

- (ア) 下記のいずれかの写し

- ・平成17年4月1日以降に取得した化粧品製造業の許可証
- ・平成17年3月31日以前に取得した化粧品製造(輸入販売)業の許可証

(イ) 製品名を確認することができる、以下のいずれかの写し(都道府県の受理印が付されたもの)

- ・化粧品製造販売届書
- ・化粧品製造(輸入)製品販売名届書
- ・化粧品製造(輸入)製品届書
- ・化粧品製造販売承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品製造(輸入)承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品品目追加(変更)許可書
- ・輸出用化粧品製造(輸入)届書(英名等の証明の場合)

※輸出用化粧品製造(輸入)届書については、副本に総合機構受付印が付されたものを提出して下さい。

但し、成分及び分量又は本質欄並びに規格及び試験方法欄の記載内容については、遮蔽してコピーしたものでも可。

(ウ) 誓約書(改正西化工様式5)

(宛先:西日本化粧品工業会証明書発給者)